

令和8年(2026年)7月3日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 陳情の訂正について
- 2 新たに受理した陳情とその取扱いについて
- 3 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 4 その他
 - （1）令和8年第4回定例会の日程について
 - （2）その他

資料 1

令和 8 年（2026年） 7 月 3 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

陳情の訂正について

第 1 1 号陳情 中野サンプラザの利活用が不可能である理由について、明白な根拠を
求める陳情

陳 情 訂 正 願

令和8年6月19日

中野区議会議長 殿

陳情者 住所 中野区沼袋4-38-14-603
氏名 中野サンプラザ・旧区役所エリアを考える会
十川 百合子

令和8年6月18日付をもって提出した次の陳情を下記のとおり訂正願います。

第11号陳情 中野サンプラザの利活用が不可能である理由について、明白な根拠を求める陳情

記

(訂正内容)

主旨6項中

「区は、」を「区長は、先日の中野区長選挙立候補者による討論会において」に
「としています、」を「と発言されましたが、」に訂正する。

(訂正理由)

その他

資料 2

令和 8 年(2026年) 7 月 3 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○6月18日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・ 第 2 号陳情 コインシャワー等入浴インフラの確保に関する検討について
- ・ 第 3 号陳情 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
- ・ 第 4 号陳情 中野区における宿泊事業規制の検討プロセスの見直し及び協議の場の設置について
(令和 8 年 5 月 1 8 日取下願提出)
- ・ 第 5 号陳情 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
- ・ 第 6 号陳情 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出について
(総務委員会)
- ・ 第 7 号陳情 中野区議会議員の SNS 利用に関するリテラシー向上および研修の実施を求める陳情
(議会運営委員会)
- ・ 第 8 号陳情 「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情
(総務委員会)

- ・第9号陳情 コインシャワー等の入浴インフラに関する実態把握及び課題整理を求める陳情

(厚生委員会)

- ・第10号陳情 中野区における住宅宿泊事業及び旅館業に関する条例改正スケジュールの見直し及び丁寧な検討を求める陳情

(厚生委員会)

- ・第11号陳情 中野サンプラザの利活用が不可能である理由について、明白な根拠を求める陳情

(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)

(令和8年6月19日訂正願提出)

- ・第12号陳情 中野区の民泊及び旅館業の解説書を作成して下さい

(厚生委員会)

- ・第13号陳情 「中野区宿泊事業者協議会」開設を求める陳情

(厚生委員会)

- ・第14号陳情 旅館業の苦情件数は、3分類にして、定期的に公表して下さい

(厚生委員会)

- ・第15号陳情 意見交換会の意見募集期間は、ゆとりをもって設定して頂きたい

(総務委員会)

- ・第16号陳情 中野サンプラザにある航空障害灯の点灯を求める陳情

(建設委員会)

別紙 1

議 事 日 程

令和8年(2026年)7月3日午後1時開議

日程第1

- 第40号議案 令和8年度中野区一般会計補正予算

日程第2

- 第41号議案 和解及び損害賠償額の決定について
第42号議案 鍋横区民活動センター等新築等工事請負契約
第43号議案 第七中学校校舎新築等工事請負契約
第44号議案 鍋横区民活動センター等新築に伴う電気設備工事請負契約
第45号議案 上鷲宮小学校校舎棟増築等工事請負契約
第46号議案 産業振興センター体育室等内装改修等工事請負契約
第47号議案 鍋横区民活動センター等新築に伴う機械設備工事請負契約
第48号議案 エアーベッド等の買入れについて
第49号議案 清掃車の買入れについて
第50号議案 庁外施設用統合ネットワーク機器の買入れについて

日程第3

- 第51号議案 中野区特別区税条例の一部を改正する条例
第53号議案 債権の放棄について
第54号議案 中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

- 第55号議案 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例
第56号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
第57号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第58号議案 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
第59号議案 中野区奨学金の支給に関する条例
第60号議案 中野区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
第61号議案 措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

○議事の順序（令和8年7月3日）

（1）開議

（2）一般質問

（10名。山内あきひろ議員、細野かよこ議員、加藤たくま議員、斉藤ゆり議員、
むとう有子議員、石坂わたる議員、小宮山たかし議員、立石りお議員、
斉藤けいた議員、井関源二議員）

（3）日程第1、第40号議案「令和8年度中野区一般会計補正予算」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（4）日程第2、第41号議案から第50号議案までの計10件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（5）日程第3、第51号議案、第53号議案及び第54号議案の計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

（6）日程第4、第55号議案から第61号議案までの計7件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

（7）陳情の特別委員会への付託（付託件名表Ⅰ）

（8）陳情の常任委員会及び議会運営委員会への付託（付託件名表Ⅱ）

（9）散会

資料 3

令和 8 年 第 2 回 定 例 会
令和 8 年 7 月 3 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (I)

《中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会付託》

第 1 1 号陳情 中野サンプラザの利活用が不可能である理由について、明白な根拠を求め
る陳情

資料 4

令和 8 年 第 2 回 定 例 会
令和 8 年 7 月 3 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅱ)

《総務委員会付託》

第 6 号陳情 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出について

第 8 号陳情 「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情

第 1 5 号陳情 意見交換会の意見募集期間は、ゆとりをもって設定して頂きたい

《厚生委員会付託》

第 9 号陳情 コインシャワー等の入浴インフラに関する実態把握及び課題整理を求める陳情

第 1 0 号陳情 中野区における住宅宿泊事業及び旅館業に関する条例改正スケジュールの見直し及び丁寧な検討を求める陳情

第 1 2 号陳情 中野区の民泊及び旅館業の解説書を作成して下さい

第 1 3 号陳情 「中野区宿泊事業者協議会」開設を求める陳情

第 1 4 号陳情 旅館業の苦情件数は、3 分類にして、定期的に公表して下さい

《建設委員会付託》

第 1 6 号陳情 中野サンプラザにある航空障害灯の点灯を求める陳情

《議会運営委員会付託》

第 7 号陳情 中野区議会議員の SNS 利用に関するリテラシー向上および研修の実施を求める陳情

第2回定例会一般質問時間一覧

参 考
令和8年(2026年)7月2日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 3時間12分	192	中村 延子	48		44	4	
		酒井 たくや	30	34	33	1	
		ひやま 隆	30	31	31	0	
		大塚 けいじゅ	24	24	22	2	
		細野 かよこ	30	32			
		斉藤 ゆり	30				
自由民主党議員団 2時間8分	128	伊藤 正信	28		34	-6	
		市川 しんたろう	25	19	28	-9	
		大内 しんご	25	16	22	-6	
		山内 あきひろ	25	19			
		加藤 たくま	25				
公明党議員団 1時間52分	112	平山 英明	38		39	-1	
		木村 広一	37	36	37	-1	0
		甲田 ゆり子	37	36	36	0	
日本共産党議員団 1時間20分	80	浦野 さとみ	40		38	2	
		羽鳥 だいすけ	40	42	38	4	4
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	内野 大三郎	14		17	-3	
		黒沢 ゆか	20	17	20	-3	0
		大沢 ひろゆき	14	11	11	0	
無所属 16分	16	むとう 有子	16				
無所属 16分	16	石坂 わたる	16				
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16				
無所属 16分	16	立石 りお	16				
無所属 16分	16	斉藤 けいた	16				
無所属 16分	16	井関 源二	16				
合計(10時間56分)	656	25人	656		450		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間に表示。

令和 8 年 第 4 回定例会日程表（第 1 案）

<会期 16 日間 11 月 25 日～12 月 10 日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	10日	火		1 議会運営委員会
	11日	水		
	12日	木		
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		5 請願・陳情締切
	17日	火		1 議会運営委員会
	18日	水		5 一般質問通告締切
	19日	木		
	20日	金		
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	火		
	25日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	26日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	27日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		
12月	1日	火		1 常任委員会
	2日	水		1 常任委員会
	3日	木		1 常任委員会
	4日	金		1 特別委員会（防災特）
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 特別委員会（SWC特）
	8日	火		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	9日	水	（ 事 務 整 理 日 ）	
	10日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和 8 年 第 4 回定例会日程表（第 2 案）

<会期 16 日間 11 月 26 日～12 月 11 日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	12日	木		
	13日	金		1 議会運営委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		
	17日	火		5 請願・陳情締切
	18日	水		
	19日	木		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	20日	金		
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	火		
	25日	水		
	26日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	27日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
12月	1日	火		
	2日	水		1 常任委員会
	3日	木		1 常任委員会
	4日	金		1 常任委員会
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 特別委員会（防災特）
	8日	火		1 特別委員会（SWC特）
	9日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	10日	木	（ 事 務 整 理 日 ）	
	11日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は、2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして、2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、中野区議会は政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

外務大臣

あて

中野区議会議長名

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書
(案)

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、政府におかれては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

あて

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

中野区議会議長名

国連憲章や国際法に則った、イラン情勢の解決のための外交努力を求める意見書（案）

6月18日、アメリカとイランは戦闘終結に向けた覚書にサインし、戦闘の終結が宣言されました。戦闘の即時・恒久停止を含む内容となっており、両国はこの内容を誠実に履行する必要があります。現在のような中東情勢の悪化は、国連憲章や国際法を無視して武力侵攻を行ったアメリカとイスラエルに非があるのは明らかです。秩序ある社会を取り戻すためにも、国際ルールを守ること、守らせることが世界の国々に求められています。

この戦闘の終結は歓迎すべきことですが、イスラエルがこの覚書を無視することを公言し周辺国への攻撃を継続しているなど、予断を許さない状況です。既にホルムズ海峡封鎖の影響が出始めており、日本経済は先行きが不透明となっています。ガソリンやナフサ由来の様々な製品の価格高騰・供給不足は、この先、区内事業者や区民生活への深刻な打撃となりかねません。

よって、中野区議会は、政府に対し、国連憲章や国際法に則った、イラン情勢の解決のための外交努力を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣 あて
内閣官房長官

中野区議会議長名

比例定数削減に反対する意見書（案）

衆議院及び参議院における比例代表選出議員の定数削減を求める議論が進められています。比例代表制度は、国民の多様な意思を国政に反映させる重要な役割を果たしており、少数意見や社会の中で声を上げにくい立場にある人々の願いを政治に届けるために不可欠な制度です。そのため、定数の削減は、国民の投票が議席に結びつく機会を狭め、結果として行政や権力を監視・チェックする議会本来の機能が弱まり、国民の多様な意見を国会から排除することにつながりかねません。

また、議員定数の削減を「身を切る改革」として進めることには問題があります。国会議員の役割は、国民の暮らしや権利を守り、社会のさまざまな課題を議論し、政策として実現することです。必要なのは、国民の声を十分に受け止める議会の機能を強化することであり、単純に議員定数を削減することではありません。

物価高騰、社会保障、子育て、教育、気候変動、平和と安全保障など、国民生活に関わる課題が複雑化する中で、より多くの民意を反映できる国会のあり方が求められています。

よって、中野区議会は国会及び政府に対し、比例代表の定数削減を行わないこと、ならびに国民の多様な意思が反映される選挙制度を堅持・発展させることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名

2027年度介護保険制度改正に関する意見書（案）

介護保険制度は、2000年の介護保険法施行により、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された。高齢化が加速し、全国の介護認定者数は2025年10月末に約735万人。65歳以上人口の約20%が認定を受けている中で、介護保険の利用者負担は1割から3割であり、1割負担の対象者は全体の91%を占めている。

また、第1号被保険者の保険料全国平均は、制度開始時の月額2,911円から6,225円へと年々増加しており経済的な負担も増加している。

一方で、この間介護にかかわる職員の実質賃金は上昇せず大変厳しい状況にあり、特に2024年度の報酬改定では訪問介護事業の基本報酬が引き下げられたことが大きな要因となり、介護保険事業所の倒産件数が前年度より3割増加し、過去最多となった。さらに、昨今の中東情勢による必要資材の不足や価格の高騰がさらに経営を圧迫する事態となっている。

現在、社会保障審議会では、2027年度介護保険制度改正に向けた議論が進められ、ケアマネジメントの10割給付の見直しや要介護1・2を「軽度者」と位置づけ直し生活支援を介護保険サービスから地域支援事業へ移行することが検討されている。しかし、これはさらなる利用者負担の増加につながり、支援が必要な人の利用控えを招くこと、給付を受けることなく心身の状態が悪化し、かえって介護費や医療費の増加につながりかねない事態となること、事業所や提供可能なサービスが減り、介護保険料を納めているにもかかわらず必要なサービスを利用できない状況になることが懸念される。

よって、中野区議会は政府に対し、すべての高齢者が尊厳を保ち自立した生活を送るため、利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、次の事項について2027年度介護保険制度改正の内容に反映するよう強く求める。

記

- 1 利用料の2割負担の対象範囲の見直しにあたっては、所得だけでなく生活実態や家計負担を十分に踏まえ、慎重に判断すること。
- 2 低所得者および医療費・介護費の合算負担が重い世帯に対する軽減措置を拡充・継続すること。
- 3 深刻な介護人材不足を踏まえ、介護保険事業所が安定して運営できる介護報酬を設定すること。
- 4 ケアマネジメントの10割給付を維持すること。
- 5 介護保険財源の確保に向け、現在25%である国庫負担の割合を引き上げる

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
内閣官房長官

中野区議会議長名